

大洲市立図書館システム更新業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、「大洲市立図書館システム更新業務」に係る契約の相手方となる事業者を、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）にて選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

大洲市立図書館システム更新業務

(2) 業務の目的

令和7年度に賃貸借の契約期間が満了となる大洲市立図書館システム（以下「システム」という。）を更新し、安定的かつ効率的な図書館運営を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

大洲市立図書館システム及び関連機器の更新業務

(4) 業務期間

① システム構築業務 契約締結日から令和8年1月31日まで

② システム賃貸借 令和8年2月1日から令和13年1月31日まで

(5) 事業規模（提案限度価格）

金 28,780,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

※ 提案限度価格は本契約の履行に係るシステムの構築、データ移行費、5カ年におけるシステム・機器リース料の総額とする。なお、クラウドシステム利用料・システム保守管理業務については、本業務には含めないものとする。

※ システムの本稼働（リース開始日）は令和8年2月1日からとし、本稼働までに所定の場所にてデモ機等により蔵書登録や操作研修等が実施できるようにすること。また、本稼働までにかかる費用等は事業者負担とする。

※ この業務に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額、又は当該契約を変更、又は解除することができる。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務と同種又は類似する業務における専門知識やノウハウを有し、公告日より起算して過去5年間に、蔵書数20万点以上の図書館システム導入の実績を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱（平成17年大洲市告示第22号）の規定により、令和7・8年度の競争入札参加資格の認定を受けていること。ただし、資格の認定を受けていない者で、参加を希望する者は、所定の手続きを経たうえで今回の業務に限り参加できることとする。
- (6) 募集開始日（公表日）において、大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年大洲市告示第106号）の規定による入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (9) ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマーク相当の認証を取得していること。

5 プロポーザル実施スケジュール

① 公募型プロポーザル実施公告	令和7年9月2日(火)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和7年9月2日(火)から 令和7年9月9日(火)まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和7年9月12日(金)以降
④ 参加申込書の提出期限	令和7年9月19日(金)
⑤ 参加申込者の確認結果の通知	令和7年9月25日(木)
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和7年9月30日(火)から 令和7年10月7日(火)まで
⑦ 審査（書類・プレゼンテーション審査）	令和7年10月14日(火)予定
⑧ 審査結果の通知	令和7年10月17日(金)予定
⑨ 本契約の締結	令和7年11月中旬予定

6 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

- ① 公表日：令和7年9月2日(火)
- ② 公表方法：大洲市立図書館ホームページ

③ 入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の大洲市立図書館ホームページからダウンロードすること。

URL <https://library.city.ozu.ehime.jp/html>

④ 質問の受付及び回答

1) 質問方法

実施要領等に係る質問は、質問票（様式1）により電子メールで提出し、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

2) 受付期間

令和7年9月2日(火)午前9時30分から令和7年9月9日(火)午後5時まで
※ ただし、月曜日を除く

3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

大洲市立図書館 E-mail : tosyokan@city.ozu.lg.jp

電話番号 : 0893-59-4111

4) 回答方法

令和7年9月12日(金)以降に大洲市立図書館ホームページに掲載する。

(2) 参加申込書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大洲市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

1) 参加申込書（様式2）

2) 業務受託実績書（様式3）

3) 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

4) 大洲市建設工事等競争入札参加資格審査要綱（平成17年大洲市告示第22号）の規定により、競争入札参加資格の認定を受けていない者は、信用確認のため次に掲げる書類を提出すること。

1. 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し

2. 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

3. 市内に本店または営業所を有する法人にあっては、直近年度の市税（全税）及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）、市外に本店または営業所を有する法人にあっては、直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納でないことが確認できるもの）

※ なお、リース会社に委任が想定される場合は、委任予定のリース会社の業務受託実績書、会社概要、入札資格の認定を受けていない者については、①提出書類 4) に規定する書類を提出すること。

② 提出期限 令和7年9月19日(金)午後5時必着

③ 提出場所 〒795-0065 愛媛県大洲市東若宮17番地5
大洲市立図書館 担当：大藤

- ④ 提出方法 郵送又は持参によるものとする。(提出期限必着)
郵送の場合簡易書留等の記録が残る方法とすること。
持参の場合午前9時30分から午後5時までとする。(月曜日は除く。)
- ⑤ 提出部数 正本1部、副本1部
- ⑥ 参加資格確認結果
参加申込書提出者に対し、電子メール及び文書にて参加資格審査結果(様式4)を通知する。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 企画提案書作成に関する基本事項について
 - 1) 表紙、目次、本編で構成すること。
 - 2) 用紙はA4判、用紙方向は縦で文字は横書きとし、左綴じとする。
 - 3) 本編は40ページ以内として、両面印刷で作成すること。
 - 4) システム構成図等はA3判(折込)を可とする。
 - 5) 多色刷り、イメージ図、イラスト等の使用は可とする。
 - 6) 文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。(図面等は除く)
 - 7) 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、極力平易な表現で記載すること。
なお、理解しにくい用語や専門用語は脚注を付記すること。
 - 8) 参照が必要な箇所には、該当ページ等を記入すること。
 - 9) 業務実施において必要となる事項等については、適宜盛り込むこと。
- ② 提出書類等
本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。
 - 1) 企画提案書表紙(様式5)
 - 2) 企画提案書(なお、提案書の内容については、任意とするが、「企画提案書内容評価表」に沿った内容となることが望ましい。)
 - ア 当該業務の管理責任者(技術責任者)調書(様式6)
 - イ 当該業務の業務実施体制図(様式7)
 - ウ 当該業務の実施方針及び手法(様式8)
 - エ 当該業務の工程表(任意様式)
 - 3) 見積書及び内訳書(任意様式)
見積書に記載する金額は、消費税を除く金額とし、提案限度額以下の金額を記載してください。リース会社に委任予定の場合は、リース金利を含めた金額とする。
 - 4) 保守管理費参考見積書及び内訳書(任意様式)(クラウドシステム利用料含む。)
 - 5) 機能要件調査票(仕様書)
- ③ 提出期間 令和7年9月30日(火)～令和7年10月7日(火)
(最終日午後5時必着)
- ④ 提出場所 〒795-0065 愛媛県大洲市東若宮17番地5
大洲市立図書館 担当：大藤
- ⑤ 提出方法 郵送又は持参によるものとする。

郵送の場合簡易書留等の記録が残る方法とすること。

持参の場合午前9時30分から午後5時までとする。(月曜日は除く。)

⑥ 提出部数 正本1部、副本5部とする。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

ア 実施日 令和7年10月14日(火)予定(詳細は別途通知する)

イ 実施順 企画提案書の受付順とする。

ウ 説明時間 1業者当たりプレゼンテーション20分、ヒアリング10分程度

エ 出席者 参加人数5名以内(本業務の管理技術者が必ず出席すること)

オ プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に項目順に説明するものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。

カ 説明に際し、プロジェクター等の機材の使用を認めるが、本市からはプロジェクター、スクリーン及び延長コード以外の機器の貸出は行わない。

キ 次のいずれかに該当する場合は提案者を失格とする。

A プレゼンテーションに出席しなかった場合

B 提出書類に虚偽の記載をした場合

C 本実施要領で示す委託額を超過する額で提案が行われた場合

D 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合

※ 応募者が5者未満の場合は、全ての応募者をプレゼンテーション実施対象者とする。但し、応募者が5者以上の場合は、履行実績件数の多い方から4者程度をプレゼンテーション実施対象者とする。

(5) 企画競争の成立

企画提案書提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立するものとする。

7 受託候補者の選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、市が設置する「大洲市立図書館システム更新業務プロポーザル審査委員会」が行う。

(2) 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーションの審査を行い、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、機能要件及び見積金額等を審査基準に基づき総合的に評価する。

(3) 評価項目・判断基準・配点

企画提案書内容評価表

評価項目	審査事項	配点
1. 基本方針	・実施方針が本業務の目的や実施内容と一致しているか。 ・導入に対する方針が明確に提案されているか。	10

2. 導入実績	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者に本業務と類似する業務経験が十分にあるか。 ・提案システムに地方自治体における十分な実績があるか。 	5
3. 導入効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化や負担軽減に期待できるか。 ・図書館職員及び図書館利用者にとって利便性があるか。 	30
4. 導入スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・無理のない妥当なスケジュールとなっているか。 	5
5. 支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・導入に向けて図書館職員の負担軽減となる工夫があるか。 ・図書館職員を効果的にサポートする体制となっているか。 ・システム等のトラブルが発生した場合に速やかに対応する体制となっているか。 	10
6. 研修	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的かつ効果的な研修が実施可能であるか。 ・図書館職員に対する研修について、学習効果が期待できるか。 	10
7. 情報セキュリティ等	<ul style="list-style-type: none"> ・提案システムを利用する上で、情報セキュリティ対策や災害対策（機密性、完全性、可用性）が十分であるか。 ・バックアップ等データを保護する仕組みがあるか。 ・提案者やシステム運用者の事業者全体で個人情報保護に係る対策や取組を行っているか。 	10
8. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書以外の項目で業務を進めるうえで有利となる提案がなされているか。 ・プレゼンテーションは分かりやすく、説得力があるか。質疑応答は適切に対応されているか。 	10
合 計		90

① 機能評価（90点）

企画提案書等の書類及びプレゼンテーションを元に評価する。

② 価格評価（10点）

提案価格は7年度以降の5年間分の見積額とする。

※クラウドシステム利用料・保守管理業務の見積は参考であるため評価には含めない。

③ 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案者を、受託候補者として選定する。

なお、同点の場合は、機能評価の高い者を受託候補者とする。

④ 最低基準点の設定

審査委員1人当たり100点満点、5人合計500点満点とし、合計点で300点（1人当たり60点）を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。

8 審査結果

審査結果は、令和7年10月17日（金）以降、大洲市立図書館ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書（様式9）」を電子メール及び文書で送付する。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

9 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により内容を修正・変更する場合がある。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議等が整い次第、大洲市契約に関する規則（平成 17 年大洲市規則第 54 号）に基づいて契約を締結する。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

※ 本プロポーザルに係る契約の締結において、リース会社へ賃貸借契約の委任を行う場合は、受託候補者が委任するリース会社と契約締結を行う。受託候補者は、賃貸借契約を委任するリース会社へ当該業務に係る賃貸借の設計図書等の内容、約款等の条項について十分に説明を行い、決定後に疑義が生じた場合は、受託候補者の責任において、解決すること。

選定された受託候補者及び受託候補者が委任したリース会社との協議が整い次第、大洲市契約に関する規則（平成 17 年大洲市規則第 54 号）に基づいて契約を締結する。なお、受託候補者（受託候補者から委任されたリース会社を含む。）との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

10 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しない。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めない。

(3) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 市が追加資料の提出を求めることがある。

11 情報公開及び提供

本プロポーザルの実施や結果については、大洲市立図書館ホームページ等を活用し、積極的な情報提供を行う。また、企画提案者から提出された企画提案書等について、大洲市情報公開条例（平成 17 年大洲市条例第 10 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とする。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
 - ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
 - ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
 - ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
 - ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (2) その他の留意事項
- その他の留意事項は次のとおりとする。
- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
 - ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
 - ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできない。
 - ④ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
 - ⑤ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式10）により、担当課へ届け出ること。
 - ⑥ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、大洲市情報公開条例（平成17年大洲市条例第10号）に基づき公開することがある。
 - ⑦ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
 - ⑧ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
 - ⑨ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

13 問い合わせ先

- (1) 所在地 〒795-0065 愛媛県大洲市東若宮 17 番地 5
- (2) 担当部署 大洲市立図書館 担当：大藤
- (3) 電話番号 0893-59-4111
- (4) FAX 番号 0893-59-4123
- (5) E-mail tosyokan@city.ozu.ehime.jp